

茨木市消費生活センター啓発推進キャラクター

1 消費生活センター運営事業

I 消費生活センター運営懇話会について

	開催日	開催場所	参加委員数	傍聴者
運営懇話会	5月	クリエイトセンター 303 号室	8人	_
	3月23日	オンライン による開催	8人	1人

〇 事業実績

懇話会は2回開催され、若年層への消費者教育、消費生活展をはじめとした 今後の啓発手法などについて有益な意見が交わされた。

Ⅱ 消費生活センターレベルアップ研修等について

Ⅱ-① 弁護士との共同事例研究会

	開催日	開催場所	担当弁護士
弁護士との事例 研究会	①7月8日 ②11月4日 ③3月10日	クリエイトセンター 201 号室	明日風法律事務所 江口 文子 弁護士

〇事業実績

弁護士との事例研究会を3回実施した。研究会には、相談員のほか行政職員も 参加し、相談事例の検討、対応のポイント等について学習、共有した。

Ⅱ-② 大阪弁護士会主催共同事例研究会

〇事業実績

消費生活相談員が参加し、相談事例を題材として、弁護士とともに対応などについて検討しながらレベルアップを図った。(延べ8回)

Ⅱ-③ 国民生活センター主催研修への派遣

〇事業実績

独立行政法人国民生活センター主催の消費生活相談員専門事例講座等を派遣 及びオンラインにより受講し、最新事例の把握や情報交換に努めた。

2 消費生活啓発事業

コロナ禍のため、従来型の対面による出前講座やイベントでの啓発には制限があったが、高齢者や若者に多い消費者トラブルを防止する啓発動画を自宅などから気軽に視聴可能なユーチューブなどで配信したほか、市内高校でのオンラインによる出前講座やウエブ講演会を継続実施するなど、デジタルを活用した周知・啓発を行った。

加えて、成年年齢引き下げを踏まえ、庁内連携による成人祭での啓発、市内大学・高校へのリーフレット配布など、状況に応じて各手法を使い分け、取組みを行った。

I イベント等

事業内容	開催日	場所	参加人数	募集人数	参加率
①講師派遣事業 (出前講座)	随時	茨木西高校 他8団体	941 人		_
②くらしのセミナー(1) (SDGs とモーダルシフト)	9月17日	オンライン開催	21 人	30 人	70%
③茨木市消費生活展 at オンライン (エシカル消費と SDGs)	11月15日~ 12月15日	オンライン開催	延べ 2,135 アクセス	_	_
④消費生活講演会 (講師:菊地幸夫氏)	1月23日	ローズWAM ワムホール	会場 40 人配信 43 人	90 人 (オンライン 併用)	44% (会場)
⑤くらしのセミナー(2) (高齢者向けスマホ教室)	2月25日	福祉文化会館	7人	20 人	35%

【再掲】

① 講師派遣事業

〇 事業実績

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、4月の新入生ガイダンス時での講座をはじめ、多くを中止せざるを得なかったものの、ZOOMを活用したオンライン講座のほか、成年年齢引下げを控え新たに浪速少年院、府立茨木支援学校において、出前講座を実施した。

③ 消費生活展 at オンライン

〇 事業実績

令和3年11月15日(月)~12月15日(水) 専用サイトによるオンライン開催

テーマ:エシカル消費とSDGs

- 動画シアター
- ・市内消費生活関連団体の紹介とパネル展示
- ・消費生活にかかわる身近なマークの神経衰弱
- ・クイズ&アンケート 等 延べ 2,135 アクセス

④ 消費生活講演会

〇 事業実績

令和4年1月23日(日)

会場及びアーカイブ配信にて開催

テーマ:だまされざる消費者になるために

~見破るチカラを身につけよう~

講 師:菊地 幸夫氏(弁護士)

参加者:83人(会場40人、配信43人)

(配信再生回数88回)

Ⅱ イベント以外

Ⅱ-① 広報いばらきへの記事掲載

〇 事業実績

・『消費生活だより』

時期	タイトル
4月	・催眠(SF)商法に注意!
6月	・レスキューサービスでのトラブル
8月	・「いつでも解約できる」という通販商品にご注意を
9月	・前年度の消費生活相談特集 新型コロナウイルス関連の相談が多数 ・副業サイトのトラブル・宅配業者を装った偽SMSに気をつけて!
10 月	・スマートフォンの通話切り忘れに注意!
12 月	・通信販売の申込時の勧誘に注意
2月	・整骨院の体験コースでのトラブル





(消費生活だより一例)

【回答】水回りの詰まり、水漏れ、 育な料金を請求されたという相談が 多く寄せられています。広告の表示 を電話で説明された表示をうのみに せず、複数の見積もりをとるなど、 をで話ででいますが、作業後に高 を電話で説明された表示をうのみに せず、複数の見積もりをとるなど、 というに備えて修理業者の情報を集め でおきましょう。



事例】トイレが詰まったので、業者をネットで検索したところ、「総円から」と書かれているサイトを見円から」と書かれているサイトを見らった。基準の作業では詰まりは解らった。基準の作業では詰まりは解めった。基準の作業では詰まりは解めて、20万円を請求された。

両消費生活センター☎62・1999
消費生活センター☎62・1999

レスキューサービスでのトラブル

・『成年年齢引下げ周知記事』 (令和4年4月号)

成年年齢が18歳に

民法の改正により、4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられます。成人になると、保護者等の同意なしにさまざまな契約ができるようになります。一度結んだ契約は原則取り消しできませんので、特に新成人の契約トラブルが増えることが懸念されています。消費生活センターでは、出前講座の開催やだまされざるTVの配信等を通じ、トラブル事例や被害にあわないためのポイント、相談窓口等をわかりやすく解説していますので、ぜひご視聴ください。動画は右図読み取りからご視聴いただけます。同消費生活センター☎624・0799

Ⅱ-② 大阪よどがわ市民生協 夕食サポート版『消費生活センターニュース』 高齢者配食サービス事業所 配食サービス版『消費生活センターニュース』

〇 事業実績(夕食サポート版)

時期	タイトル	配布部数
4 月	・催眠(SF)商法に注意してください!	250 部
6 月	・不審なSMSのURLにはアクセスしないで!	300 部
8月	・一方的に送り付けられた商品はただちに処分可能に!	300 部
10 月	・スマートフォンの通話切り忘れに注意!!	300 部
12 月	・整体院の回数券 払い戻し不可に気を付けて	300 部
2月	・価格が激安な通販サイトにご注意!	300 部

○ 事業実績(配食サポート版)

時期	タイトル	配布部数
4月	・催眠(SF)商法に注意してください!	727 部
6月	・不審なSMSのURLにはアクセスしないで!	697 部
8月	・一方的に送り付けられた商品はただちに処分可能に!	698 部
10 月	・スマートフォンの通話切り忘れに注意!!	698 部
12 月	・整体院の回数券 払い戻し不可に気を付けて	698 部
2月	・価格が激安な通販サイトにご注意!	698 部

○配食サポート版配布施設等一覧

デイサービスセンター静華苑	茨木特別養護老人ホーム ラガールデイサービスセンター
デイサービスセンター常清の里	障がい者地域支援センターあゆむ
茨木市立西河原老人デイサービスセンター	庄栄エルダーデイサービスセンター
春日丘荘デイサービスセンター	デイサービスセンターけいあいの里
茨木市立南茨木老人デイサービスセンター	宅配クック123 茨木店
デイサービスセンター天兆園	㈱は一と&はあとライフサポート北摂オフィス

(夕食サポート版・配食サービス版 一例)





Ⅱ-③ SNS (Twitter、Facebook、いばライフ) での情報発信

〇 事業実績

多くの市民がSNSを利用している現状を踏まえ、特殊詐欺や消費者トラブルの注意喚起やイベントの告知を実施した。(合計 17 回)

Ⅱ-④ 啓発動画の配信(令和3年4月~ 継続中) ※新規事業

〇 事業実績

令和2年度に制作した消費者トラブル防止啓発動画を自宅などから気軽に視聴可能なユーチューブなどで配信し、デジタルを活用した周知・啓発に努めたほか、市内中学校・高校・大学、高齢者施設等へ動画DVD配布、授業等での活用を求めた。

(若者向け動画:だまされざる TV)



Ⅱ-⑤ 啓発動画のケーブルテレビ放映(令和3年5月) ※新規事業

〇 事業実績

令和2年度制作の高齢者向け啓発動画を消費者月間に合わせ、ケーブルテレビ(I:COMチャンネル)で放映。

継続して放映することで、視聴者へ動画内容の定着を図り、トラブル防止に努めた。

(5月1日~31日 合計82回)

Ⅱ-⑥ 成人祭での啓発(令和3年12月) ※新規事業

〇 事業実績

成年年齢引下げを見据え、市社会教育振興課と連携し、成人祭案内通知文書 にチラシを同封、消費者ホットライン188や啓発動画の周知を図り、新成人 をはじめとした若者の消費者トラブルの未然・拡大防止に努めた。

(封入リーフレット)



Ⅱ-⑦ 市内大学・高校へ啓発リーフレット配布(令和4年1月) ※新規事業

〇 事業実績

成年年齢引下げを見据え、市内大学 5 校、高校 10 校へ啓発リーフレット 「オトナ消費者へ ステップアップ」を配布

成年年齢引下げに伴う契約知識の普及、啓発に努めた。

市内大学 5 校 令和 4 年度新入生向け(約 3,600 冊) 市内高校 10 校 令和 3 年度卒業生向け(約 3,800 冊)



Ⅱ-⑧ その他の取組

(1)市内中学校地域学習への対応

〇 事業実績

中学校1年生の地域学習の一環として、コロナ禍を踏まえ、オンラインで実生徒の訪問を取りやめ、事前に教諭が生徒からの質問等を収録し、消費生活センターで回答することとした。

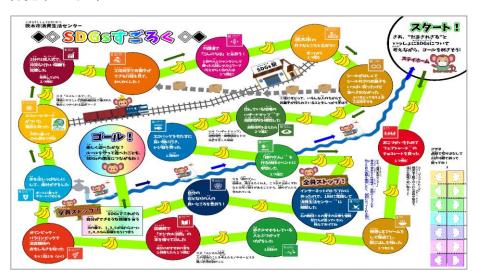
センターの業務や取組などについて説明し、書面での意見交換を実施。

(2)関係機関との連携

〇 事業実績

市福祉部門をはじめ、各関係機関と連携を図り、きめ細やかな啓発を実施。

- ・ワクチン接種会場での啓発動画放映 市庁舎(令和3年5月~10月)
- ・新型コロナウイルス自宅療養支援パックに啓発チラシを同封 (市福祉総合相談課との連携) (令和3年7月~ 随時)
- ・大阪府消費者フェア参画(令和3年11月~12月)
- ・市内小学4年生と学童保育室、放課後こども教室へ SDGs 啓発すごろく配布 〈令和3年12月、令和4年3月〉**
- ・福祉活動交流会(福祉総合相談課所管: CSWの交流イベント)への啓発チラシ提供〈令和3年12月〉
- ・子育て支援冊子「相談機関の道しるべ」へのチラシ同封〈令和3年12月〉 ※SDGs 啓発すごろく



(3)啓発DVD・展示パネルの貸出

〇 事業実績

教育啓発DVDの貸出は3件、展示パネルの貸出は各1件であった。 そのほか、製品リコール情報について、消費生活センター前の消費者教育コーナーに 掲出し周知に努めるとともに、5月の消費者月間には、公用車にマグネット製啓発ステッカーを貼付し、市内全域での啓発を実施。

(公用車装着イメージ) →



3 消費生活相談事業

相談件数は、昨年度比約 10%減少したものの、インターネットを入口としたトラブルが増加しており、内容も大幅に複雑化・専門化している中、あっせん解決率は依然として高い水準を維持しており、多くの消費者トラブルを解決できた。

引き続き、相談事例を踏まえた啓発内容の更なる充実や、相談事例の丁寧な検証に努める。

〇 事業実績

• 消費生活相談/個人情報受付件数

	前年比 較増減	令和3年度	令和2年度	令和元年度
相 談 件 数	△252	2, 442	2, 694	2, 411
うち個人情報相談件数	1	3	2	5
あっせん件数 (率)	19	395 (16. 2%)	376 (14. 0%)	251 (10. 4%)
解決件数(率)	15	352 (89. 1%)	337 (89. 6%)	219 (87. 3%)
不調件数 (率)	4	43 (10. 9%)	39 (10. 4%)	32 (12. 7%)
相談件数内訳(苦情)	△283	2, 228	2, 511	2, 261
相談件数内訳(問合せ)	31	214	183	150

• 相談方法別統計表

	前年比	令和	13年度	令和	口2年度	令和	_{口元年度}
	較増減	件数	(うち土曜)	件数	(うち土曜)	件数	(うち土曜)
来訪	△91	469	60	560	22	625	24
電話	△152	1, 962	22	2, 114	55	1,774	38
文書	△9	11	1	20	1	12	1
計	△252	2, 442	93	2, 694	78	2, 411	63

※消費生活相談員の配置(原則)

月:5人、火・水:3人、木:4人、金:5人、土:1人(第2・4午前のみ)

・購入形態、支払い方法に関する統計表(消費生活相談のみ)

区			2	分		前年 比較 増減	令和3年度	令和2年度	令和元年度
	店	舗	購		/	△47	489	536	554
	訪	問	販	5	Ė	_	222	222	284
	通	信	販	5	Ė	△155	947	1, 102	843
	マルチ (まがい含む)					$\triangle 1$	17	18	27
購入形態 別	電	話勧	誘	販う	Ė	△9	110	119	137
72.	ネス	ガティブ	・オフ	゚ショこ	/	△17	41	58	15
	訪	問	購	,	\	$\triangle 6$	8	14	11
	そ	の他無	店舎	甫販う	Ē	_	14	14	28
	不	明 •	無	関係	系	△13	591	604	507
	現		金	츷	争	△141	886	1, 027	1, 122
支払い	ク	レジ	ツ	ト 	争	△29	443	472	305
方法別	借	金	契	着	勺	_	35	35	47
	不	明 •	無	関係	系	△78	1,075	1, 153	932

※令和3年度 相談内容トップ10

順位	相談内容	件数
1	商品一般 (不当・架空請求含)	188
2	化粧品	107
3	賃貸アパート・マンション	75
4	移動通信サービス(携帯・スマホ等)	74
5	工事・建築	73
6	健康食品	70
7	相談その他(個人間のトラブル等)	57
8	他の役務サービス (相談サイト等)	52
9	インターネット接続回線	48
10	紳士・婦人洋服	46

4 計量推進事業

計量法に基づき、取引・証明(薬の調剤・健康診断等)に使用される特定 計量器(はかり)について、定期検査を実施している。

検査業務は、(一社) 大阪府計量協会に委託しており、令和3年度の検査件数は、下記の通りである。

また、例年6月(中元期)及び12月(歳末期)に商品量目立入検査**を実施しているが令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施していない。

その他、11 月の計量強調月間には、公用車にマグネットシールを貼付し、 周知・啓発に努めたほか、特定計量器使用事業者向け啓発リーフレットを作 成(令和4年度事業者等へ配布予定)するなど、適正計量の普及に努めた。

※商品量目立入検査

スーパーマーケットなどで、店舗で詰め込みをして計量販売されているパック商品 (精肉・鮮魚・青果・惣菜) を対象に商品の内容量(商品量目) が正確に計量されて いるかを検査すること。

〇 事業実績

・特定計量器定期検査実施件数 10 台(7事業所)



← (公用車装着イメージ)

(作成リーフレット) →



5 製品安全に関する業務

製品安全4法(消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)に基づき、「製品事故の未然防止」、「被害の拡大防止」を図るため、販売店舗への立入検査を実施し、販売されている製品の安全性について確認している。

〇 事業実績

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により立入検査の実績なし。 (例年は市内2店舗に立入検査を実施)